

島原地域広域市町村圏組合

令和2年度 高齢者体力づくり教室受託事業所募集要領

島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）では、令和2年度に実施する高齢者体力づくり教室の受託事業所を下記のとおり募集します。

1. 趣旨

この要領は、島原市、雲仙市及び南島原市（以下「構成市」という。）において実施する高齢者体力づくり教室を受託する事業所を選定するために実施する受託事業所の募集に関して、必要な事項を定めるものとする。

2. 募集対象

構成市内に所在する事業所で委託事業を的確に遂行するにたる能力を有する者とする。

3. 実施する教室の内容等

構成市内に住所を有する65歳以上の方（以下「第1号被保険者」という。）を対象とし、プール等で行う水中運動又はトレーニングマシンや運動施設等を使用し主に筋力の向上を図る内容の教室を実施するものとする。また、教室1回あたり2時間程度とする。その他、別紙、仕様書による。

4. 実施期間

令和2年6月～令和3年3月

1クール全10回の教室を期間中に実施する。

5. 開催予定教室数

全22教室（1教室1クール10回）

1会場1クールの実施とする。

複数の会場及び複数の地区（日常生活圏域）を申込みことができる。

6. 委託単価

委託単価：27,000円/回（消費税等含む）

実施回数：1教室1クール10回

委託単価には、人件費、傷害保険料、消耗品費、印刷費、通信運搬費、会場使用料、教材費等教室実施に係る全ての経費を含むものとする。

なお、参加者募集に係る経費も含まれており、参加者募集については受託事業所で実施するものとする。

委託料は教室（1クール）終了後に事業報告とともに組合に請求するものとし、組合は正当な請求のあった日から起算して30日以内に事業者へ直接委託料を支払うものとします。

7 . 応募の留意事項

- (1) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募書類を無効とする。
- (3) 提出された応募書類は返却しない。

8 . 応募申込み

令和2年度高齢者体力づくり教室応募申込書に記入し提出すること。

申込書の提出期限：令和2年4月27日(月) 正午まで **【必着】**

申込書の提出先：11. 問合せ先と同じ

9 . 応募後の流れ

組合が後日指示する期限までに、事業所は要領及び仕様書に沿った教室内容を計画し、事業計画書を組合へ提出する。

事業計画書は1地区ごとに作成するものとする。

組合が事業計画書を受領し、必要に応じてヒアリングまたは実地調査を行なう。

申込多数の場合は計画書等の審査により決定する。

組合が事業の目的を達成できないと判断した事業者については、委託契約候補事業者として選定しない。

組合が選定結果を応募団体に通知し、委託契約を結ぶ。

10 . 決定後の教室参加者の募集及び周知について

教室参加者の募集は受託団体が行うものとし、募集にあたり周知を行う際は、組合からの受託事業である旨が分かるようにすること。

注意：教室に参加できる方は構成市に住所を有する第1号被保険者です。

11 . 問合せ先

〒859-1492

長崎県島原市有明町大三東戊 1327 島原市役所有明庁舎 3 階

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係

TEL (0957) 61 - 9102 FAX (0957) 61 - 9104